

青森県報

第二千九百九十九号

平成二十年
十月十七日
(金曜日)

目次

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

道路の指定……………(建築住宅課) ……三

公 告

肥料の検査結果の概要の公表……………(食の安全・安心推進課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域(県民局)) ……四

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第六百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	年 廃 月 日 止
名称 社会福祉法人俊公園 主たる事務所の所在地 八戸市大字市川一丁目二二五番 知的障害者通所授産施設	名称 俊公園 所在地 八戸市大字市川一丁目二二五番	平成 二〇・一〇・三〇	
名称 社会福祉法人ユートピア 主たる事務所の所在地 八戸市大字市川二丁目三三番 知的障害者通所授産施設	名称 ユートピア 所在地 八戸市大字市川二丁目三三番		
名称 社会福祉法人青森中央三丁目 主たる事務所の所在地 青森市中央三丁目三〇番三 自立生活訓練(練習)	障害者総合センター 所在地 東津軽郡平内町大字小豆沢字茂 浦沢三八		

社会福祉法 人外ヶ浜町 社会福祉協 議社	東津軽郡外ヶ 浜町野田鳴 川字平館野 田一	居宅介護	外ヶ浜町社 協蟹田居宅 介護事業所	東津軽郡外ヶ 浜町下蟹田 四三	"
社会福祉法 東津軽郡外ヶ 浜町野田鳴 川字平館野 田一	東津軽郡外ヶ 浜町野田鳴 川字平館野 田一	重度訪問 介護	外ヶ浜町社 協蟹田居宅 介護事業所	東津軽郡外ヶ 浜町下蟹田 四三	"
三戸郡福祉 事務組合	三戸郡五戸町大 字倉石中 字八八の二	自立訓練 (生活訓練)	三戸郡地域 生活支援セ ンター	三戸郡五戸町字 市川道十文字 一六	"

青森県告示第六百八十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十年九月三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分 %
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同 左	NH - 16	20.9	15.4	5.2	4.49	0.53	2.1	12.9					2,860	11.9	
				ノースン印 子豚育成用配 合飼料 のびざかり子豚H	20.9	17.0	5.5	0.64	0.52	2.1	4.0			80.5		2,900
		FA - 18N	20.9	17.2	6.4	4.15	0.63	2.1	12.4					2,900	11.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十日免許した公有水面の埋立について、同法第二十一条第一項の規定により、平成二十年十月九日次のとおり埋立に関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第一項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

1 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の
青森県

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間平五三の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三二分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

- の地点から一四一度二分〇二秒六〇・一メートルの地点
- の地点から一二二度一七四分一秒五〇・一メートルの地点
- の地点から三〇度三八分二秒〇・九メートルの地点
- の地点から一二二度一九分五秒一六・二メートルの地点
- の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点
- の地点から三三二度二〇分二三秒四五・九メートルの地点
- の地点から三三二度二六分一五秒〇・一メートルの地点
- の地点から三三二度二〇分二三秒二〇・〇メートルの地点
- の地点から三三二度二六分一五秒二四・〇メートルの地点

3 面積 七、四四一・六四平方メートル

青森県告示第六百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三村申吾

公 告

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十月十七日

青森県知事 三村申吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字上平井町一六の七地先から五所川原市字柏原町六八の一まで	六二・一メートル	〇・〇〇メートルから四・五〇メートルまで	平成二〇・一〇・八
五所川原市字柏原町七五から五所川原市字上平井町四の四まで	二四・三〇メートル	二・七〇メートルから四・〇〇メートルまで	"
五所川原市字柏原町七五から五所川原市字上平井町四の二まで	三八・八〇メートル	二・五〇メートルから二・〇〇メートルまで	"
五所川原市字旭町六の二〇から五所川原市字旭町六の二六地先まで	四九・七八メートル	二・一〇メートルから二・四〇メートルまで	"
五所川原市字旭町九の一から五所川原市字上平井町一八の一地先まで	六一・〇〇メートル	二・〇〇メートルから二・二五メートルまで	"
	八一・〇〇メートル	八・〇〇メートル	"

- 一 商号又は名称 蝦名電気商会
- 二 氏名 蝦名 富治
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市下車力町盛野一四九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一九八一号
- 五 取消年月日 平成二十年九月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

検査の結果の概要	肥料の名称	肥料の種類	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録番号	分析	
					検査 指摘事項	項目
その他検査 登録証の備付不備	石灰ラミカル	副産石灰肥料	株式会社長慶 弘前市大字高田 三丁目六の七	第三五七号	なし	アルカリ分
指摘事項なし	醗酵ペレット鶏糞	加工かきんふん肥料	有限会社三沢地域 環境保全組合 三沢市大字三沢 庭構四五四九	第三五八号	なし	窒素全量、りん酸 全量及び加里全量
指摘事項なし	ホタテで元気二四〇〇	副産石灰肥料	青森エコサイクル 産業協同組合 青森市安方二丁目 一一の九	第三六一号	なし	アルカリ分

平成二十年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭